# 高知工科大学 部室および共同利用施設の利用に関する取扱い

### 1 趣旨

この取扱いは、高知工科大学(以下、「本学」という。)の部室及び共同利用施設(以下「本施設」という。)を本学学生及び本学学生団体(以下、「本学学生等」という。)が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 目的

本施設は本学学生等が課外活動を活発かつ円滑に行えるよう場を提供し、支援することを目的とする。

## 3 施設

本学が貸与する部室及び共同利用施設は次のとおりとする。

香美キャンパス	部室	体育館クラブ室棟
	共同利用施設	講堂、クラブ棟音楽室、
		国際交流会館和室、談話室
永国寺キャンパス	部室	学生会館部室
	共同利用施設	学生会館和室、防音室

## 4 部室の利用

- (1) 部室を利用できるのは、学生団体(本学公認の団体をいう。以下同じ。)のうち、部室の使用許可(以下「貸与」という。)を受けた団体とする。
- (2) 部室の貸与を希望する学生団体は「部室利用許可願」を学生支援課に提出し、許可を得なければならない。許可は利用者が本取扱の内容を遵守し、施設貸与の目的に沿って利用すると認められる場合に与えるものとする。
- (3) 部室の貸与期間は1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とする。ただし、学生支援課が特に認めた場合はこの限りではない。
- (4) 「部」への貸与は、貸与に適さない事情がある場合除き、(2) の要件をみたせば認める。
- (5) 「同好会」への貸与は、他団体の希望状況を調査し、(2) の要件を満たしたものの内から学生支援課で当該年度の部室の利用状況及び申請団体の状況等を審査のうえ、適当と認められる団体に認める。
- (6) 事務局が貸し出す部室の鍵は「元鍵1本」とし、合鍵を作成することは禁止する。

## 5 共同利用施設の利用

- (1) 施設を利用できるのは、本学学生等とする。
- (2) 共同利用施設を利用しようとする者は、以下の定められた申請方法により、許可を得なければならない。

### ① 学生団体

香美キャンパス	談話室	共同利用施設使用許可願を提出
国際交流会館和室 講堂 クラブ棟音楽室	国際交流会館和室	国際交流会館和室使用予定表を
		定期利用団体間で調整のうえ提出
	講堂	講堂使用予定表を定期利用団体間で
		調整のうえ提出
	カラブ技文事会	学生団体間で利用調整のうえ、窓口で鍵の貸
	出を申し出る	
永国寺キャンパス	学生会館和室防音室	永国寺キャンパス学生会館施設使用願を提出

### ② 個人

香美キャンパス	談話室	
	国際交流会館和室	個人への貸し出しは行わない。
	講堂	ただし、学生支援課が特に認める場合を除く。
	クラブ棟音楽室	
永国寺キャンパス	学生会館和室防音室	永国寺キャンパス学生会館施設使用願を提出

- (3) 鍵の貸出期間は1日以内とする。ただし、学生支援課が特に認める場合はこれを延長することができる。
- (4) 私物を施設内に残すことは禁止とする。ただし、学生支援課が特に認める場合はこの限りではない。
- (5) 許可は利用者が本取扱の内容を遵守し、施設貸与の目的に沿って利用すると認められる場合に与えるものとする。

## 6 利用に関する遵守事項

利用にあたって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本施設の貸与目的に沿った方法で利用すること
- (2) 室内は常に清潔に保つこと
- (3) 風紀、秩序を乱す行為を行わないこと
- (4) 大学の管理、運営に協力し、妨害行為を行わないこと
- (5) 許可された目的以外で部室および共同利用施設を使用しないこと
- (6) 第三者に利用権利を譲渡しないこと
- (7) 大学の許可無く室内を改造しないこと
- (8) 室内での飲酒・喫煙をしないこと
- (9) 本学職員及び警備員の指示に反しないこと
- (10) その他利用者として不適切な行為を行わないこと

# 7 報告の義務

利用者は以下の場合は学生支援課に速やかに報告しなければならない。

- (1) 火災・盗難等の緊急性を要する事案が発生したとき
- (2) 施設、設備を破損したとき
- (3) 申請した事項に変更が生じたとき

#### 8 処分

本取扱いに反したとき若しくは反する恐れがあるとき又は大学からの指示に従わなかったときは、許可の取り消し又は使用を禁止する等の処分を行うことができる。

### 9 損害の賠償

- (1) 利用団体または利用者が、利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決しなければならない。
- (2) 利用団体または利用者が故意に室内を破損した場合,自己の責任と費用をもってその損害を 賠償しなければならない。

## 10 修繕等の負担区分について

### (1) 部室の場合

利用団体に責のない理由で起きた各施設及び備品の損傷又は汚損等は、大学で修繕費用等を負担する。

消耗備品(電球等)の購入費用や部室の鍵の再発行費用、利用団体で購入した物品の修繕等に関する費用は利用団体負担とする。

# (2) 共同利用施設の場合

消耗備品(電球等)の購入費用及び利用団体もしくは利用者に責のない理由で起きた各施設、備品の損傷又は汚損等は、大学で修繕費用等を負担する。

鍵を紛失した場合の再発行費用、学生団体で購入した物品の修繕等に関する費用は利用団体も しくは利用者負担とする。

#### 11 管理上の立入り

学生支援課は利用方法が本取扱いに違反していないかどうか確認するため、定期的又は臨時に 部室、共同利用施設への立ち入り検査を実施する。

## 12 留意事項

- (1) 施設の維持管理や公平性の観点から、部室利用中であっても部屋の変更を行う場合がある。
- (2) 利用者は大学より配布される「地震防災ガイドブック」(香美キャンパス)または「地震対応マニュアル」(永国寺キャンパス)をあらかじめ確認し、災害時には迅速に対応すること。

# 13 永国寺キャンパス学生会館の留意点

- (1) 利用可能な時間は7時~22時とする。
- (2) 部室内での音出しは原則禁止とする。

以上